

《障がいのある方、または児童を養育する方》 ご確認ください

●特別児童扶養手当

<対象となる方>児童の障がいの程度が次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1～3級程度、および一部4級程度
- ・療育手帳A、B程度
- ・上記と同等の障がいや疾病等がある場合

※ただし、上記に該当しても次のような場合は手当を受けることができません。

- ・日本国内に住所がないとき
- ・対象児童が施設入所しているとき
- ・〃 障がいを理由とする公的年金を受けているとき

<受給期間> 児童が20歳に達した月末まで

<手当月額> 毎年4月、8月、11月に4ヶ月分を受給できます。

平成30年度 月額	
1級	51,700円
2級	34,430円

※所得制限があります



●障害児福祉手当

<対象となる方>精神または身体に重度の障がいがあるため、常時特別の介護が必要な児童

※ただし、次のような場合は手当を受けることができません。

- ・日本国内に住所がないとき
- ・対象児童が施設入所しているとき
- ・〃 障がいを理由とする公的年金を受けているとき

<受給期間> 児童が20歳に達した月末まで

<手当月額> 每年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までの分を受給できます。

平成30年度 月額	
14,650円	※所得制限があります

●特別障害者手当

<対象となる方>精神または身体に重度の障がいがあるため、常時特別の介護が必要な20歳以上の方

※ただし、次のような場合は手当を受けることができません。

- ・日本国内に住所がないとき
- ・施設入所や3ヶ月以上長期入院しているとき

<手当月額> 每年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までの分を受給できます。

平成30年度 月額	
26,940円	※所得制限があります

●重度心身障がい者医療給付 (北海道医療給付事業)

<対象となる方> ※所得制限はありません

- ・身体障害者手帳1～2級、および一部3級
- ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方（入院費は助成対象外）

<助成対象医療> 入院、通院、歯科、調剤、訪問看護、柔整にかかる保険適用分の医療費

<自己負担額> 初診時一部負担金のみ自己負担

※中学校卒業するまでの児童は本人負担がありません。

各手当・制度等のご案内

«ひとり親家庭等の方»

下記をご覧いただき、ご不明な点等がある方は保健福祉課福祉係にお問い合わせください。

●児童扶養手当

<対象となる方>次のいずれかに該当する児童を養育している方

- ・父母が婚姻を解消（離婚）
- ・父または母が重度の障がい
- ・父または母が1年以上遺棄
- ・父または母が法令により1年以上拘禁
- ・父または母が死亡
- ・父または母が生死不明
- ・父または母がDVによる保護命令を受けた
- ・母が婚姻によらないで出産

※ただし、上記に該当しても次のような場合は手当を受けることができません。

- ・日本国内に住所がないとき
- ・施設入所または、里親に委託されているとき
- ・受給資格者の配偶者（事実婚を含む）に児童が養育されているとき

<受給期間> 児童が18歳に達した年度末（中程度以上の障がいのある児童が20歳に達した月末）まで

<手当月額> 毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分までの分を受給できます。

	区分	平成30年度 月額
第1子	全部支給	42,500円
	一部支給	42,490円～10,030円
第2子 加算額	全部支給	10,040円
	一部支給	10,030円～5,020円
第3子 加算額	全部支給	6,020円
	一部支給	6,010円～3,010円



※扶養親族の人数と受給者の所得に応じて区分されます。

※公的年金等を受給する方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分を受給できます。

●ひとり親家庭等医療給付 (北海道医療給付事業)

<対象となる方> 児童扶養手当の要件に該当する児童、および養育している方

※所得制限はありません

<受給期間> 児童が18歳に達した年度末（未就労の場合は20歳に達した月末）まで

<助成対象医療> 以下の保険適用分の医療費

- 児童：入院、通院、歯科、調剤、訪問看護、柔整
- 父または母：入院、訪問看護 ※通院にかかる医療費の助成はありません。

<自己負担額>

- 児童
 - ・中学校卒業まで：自己負担なし（全額助成）
 - ・中学校卒業後～18歳年度末（または20歳月末）まで：初診時一部負担金のみ自己負担

- 父または母：初診時一部負担金のみ自己負担

●子育て特別支援給付金 (和寒町単独事業)

<対象となる方> 市町村民税非課税で児童扶養手当の要件に該当する児童を養育している方、または、特別な事情により保護者と生活できない児童を養育している里親の方

<受給期間> 児童が18歳に達した年度末（中程度以上の障がいのある児童が20歳に達した月末）まで

<手当月額> 児童一人につき 月額5,000円

※毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分までの分を受給できます。